



# 福祉用具貸与サービスについて

## レンタルサービスのご利用のしかた



### ● ご相談・お問い合わせ

お客様からの福祉用具等のご相談・お問い合わせは、福祉用具貸与の専門相談員が対応いたします。

### ● 福祉用具選定の助言

お客様が自宅で生活するために適した福祉用具について、専門相談員がアドバイスさせていただきます。

### ● 納品

ご利用される福祉用具が決まれば、お客様の希望日に合うようにご相談させていただきます。

### ● 商品の調整・説明

納品した商品を利用される方に合わせて調整し、使用方法等をご説明いたします。

### ● ご契約

契約内容をご説明、了承を得て、契約書を作成いたします。

### ● アフターサービス

商品の使用状況や適合状況をお聞きます。万一、故障等が起きた場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。修理・交換等を速やかに行います。

### ● 解約・引き取り

ご担当のケアマネージャーと相談の上、レンタル終了のご連絡をお願い致します。速やかに商品の引取を行います。

### ● 消毒・補修・保管

レンタルが終了した商品は、衛生管理システムにより洗浄、消毒、補修等を実施します。

## レンタル料について

1 レンタルは1ヵ月単位でご利用いただけます。従って、表示されたレンタル料は1ヵ月分のご利用金額です。

2 レンタルは1ヵ月単位ですが、開始月と終了月のレンタル料は以下の通りとなります。

- ① レンタル開始月のレンタル料
  - 契約日その月の15日以前: 1ヵ月分の全額
  - 契約日その月の16日以降: 1ヵ月分の1/2の額
- ② レンタル終了月のレンタル料
  - 解約日その月の15日以前: 1ヵ月分の1/2の額
  - 解約日その月の16日以降: 1ヵ月分の全額
- ③ ただし、レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料は、1ヵ月分全額となります。

3 ご利用者が介護保険で認定される場合、ご自身でお支払いいただくレンタル料は利用者負担の金額のみです。

自己負担額(1割)	月額レンタル料	¥16,000
¥1,600	※所得により自己負担が2割・3割の方がいます	

4 介護保険で認定されない場合、介護保険でのご利用上限額を超える場合、介護保険適用外になった場合は、レンタル料全額が利用者負担となります。

## レンタル料等の請求について

1 自己負担金は、利用期間内で1ヶ月ごとにお客様の預金口座振替自動引落にてお支払い下さい。請求書・領収証は後日お送りいたします。ただし、初回月は納品時にその場でお支払い下さい。

2 非課税の表示がある商品には、消費税がかかりません。また、課税対象商品の消費税は内税として表示料金に含まれています。

3 サービスをご利用いただいているにもかかわらずお支払い頂けない場合、レンタル契約を解除させていただきます。

## 搬入・搬出料について

1 介護保険でご利用の場合、基本的に搬入・搬出料はレンタル料に含まれています。

2 次の場合は、搬入・搬出にかかった費用をお客様とご相談の上、別途お支払いいただけます。

- ① 搬入・搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合。
- ② 遠距離、山間、離島等への搬入・搬出業務。
- ③ 介護保険の指定事業者が申請した際、通常サービス地域として登録した地域以外への搬入・搬出業務。
- ④ 契約期間中にお客様の転居等の都合により、レンタル商品の移動を行う場合。

## 御相談・故障・事故・緊急時について

●御相談・故障・事故・緊急時は ☎(072)971-0333 (相談係)へ御連絡下さい。